

介護施設等物価高騰対策支援助成金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人栃木県老人福祉施設協議会の交付する介護施設等物価高騰対策支援助成金については、介護施設等物価高騰対策支援助成事業実施要領（令和4（2022）年10月28日高対第735号保健福祉部長通知。以下「実施要領」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

第2条 助成金の名称、交付の目的、交付の対象である事務又は事業の内容、交付率又は金額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

助成金の名称	交付の目的	交付の対象である事務又は事業の内容	交付率又は金額	交付の相手方
介護施設等物価高騰対策支援助成金	物価高騰の影響を受けている介護施設等を支援することにより、高齢者福祉サービスの安定的な提供の継続を図る。	令和4年10月1日時点において、栃木県内に所在する介護施設等の光熱費（電気代、燃料代（自動車の燃料代を除く。))に要する経費	定額 ただし別表に掲げる基準額の範囲内	別表に掲げる介護施設等を運営する者

(交付の申請等)

第3条 助成金の交付を受けようとする者が実施要領第5条第1号、第6号及び第11号イの規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
介護施設等物価高騰対策支援助成金交付申請書（実績報告書兼請求書）	別記様式第1	1	申請施設等一覧表	別紙様式1	1	令和4年12月23日

(交付の条件)

第4条 実施要領第5条第3号の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該助成金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (2) 申請は別表に掲げる社会福祉施設等を運営する者が、別表の種別ごとに取りまとめ、1回に限り行えるものとする。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和4（2022）年11月10日から適用する。
- 2 この要領は、令和5（2023）年3月31日限り、その効力を失う。ただし同日までに交付を決定した助成金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

	サービス種別 (介護予防サービス、総合事業含む。)	基準額 (円/事業所・施設)
	介護施設等	訪問介護
訪問入浴		50,000
訪問リハビリテーション		50,000
福祉用具貸与		50,000
定期巡回随時対応型訪問介護看護		50,000
夜間対応型訪問介護		50,000
居宅介護支援		50,000
短期入所生活介護		50,000
短期入所療養介護		50,000
有料老人ホーム		50,000
サービス付き高齢者向け住宅		50,000
通所介護		150,000
通所リハビリテーション		150,000
地域密着型通所介護		150,000
認知症対応型通所介護		150,000
認知症対応型共同生活介護		150,000
小規模多機能型居宅介護		150,000
複合型サービス		150,000
介護老人福祉施設		300,000
地域密着型介護老人福祉施設		300,000
介護老人保健施設		300,000
介護医療院		300,000
介護療養型医療施設		300,000
特定施設入居者生活介護		300,000
軽費老人ホーム	300,000	
養護老人ホーム	300,000	
<p>※ 次の事業所は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度4月から9月分の介護報酬請求実績のない介護施設等（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅及び令和4年10月1日までに新たに指定を受けた介護施設等を除く。） 介護保険法上のみなし指定がされている病院、診療所、薬局 国、都道府県又は市町村が運営する介護施設等 交付決定までに廃止する介護施設等 		